

高砂市消防本部告示第1号

高砂市火災予防条例（昭和37年高砂市条例第7号）第43条の2第1項の規定により、大規模なものとして消防長が別に定める要件を定めたので、次のとおり告示する。

平成26年8月1日

高砂市消防長 田付昌也

記

高砂市火災予防条例第43条の2第1項に規定する大規模なものとして消防長が別に定める要件は、次の（1）及び（2）の要件のいずれも満たすこととする。

- （1）大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する屋外催しであること。
- （2）露店、屋台その他これらに類するものが100店舗を超える規模の屋外催しであること。